

公益財団法人世田谷区保健センター 評議員選定委員会規則

平成 21 年 11 月 7 日
財世保規則第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 92 条の規定に基づき、公益財団法人世田谷区保健センターにおける評議員の選任に関する手続き等を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 評議員を選任するため、公益財団法人世田谷区保健センター評議員選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、評議員の選任を行う。

(構成)

第 3 条 委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員（学識経験者等）2 名の計 5 名で構成する。なお、外部委員（学識経験者等）は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第 1 号及び第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 任期満了以前に委員が辞任した場合の後任者として選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 24 年規則 1 号〕

(委員の解任)

第 5 条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の報酬等)

第 6 条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 委員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の議決を経て理事長が定める。

(委員会の招集等)

第 7 条 委員会は、理事長が招集する。

- 2 委員会を招集するには、各委員に対し、会議の目的たる事項及び日時並びに開催場所を示して、会議の 1 週間前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、選定委員会は、その委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

一部改正〔平成 24 年規則 1 号〕

(議事)

第 8 条 委員会の会長は、委員による互選とする。

- 2 会長は、委員会の議長とする。

- 3 委員会の会議は、公開しない。ただし、特に委員会が認めた場合は公開できる。
- 4 委員会は、前項ただし書きの場合にあつては、傍聴人の人数を制限することができる。
- 5 会議には、議事録を作成し、会長及び出席者の代表 2 人以上が署名押印の上、これを保存する。

(候補者の推薦)

第 9 条 理事会及び評議員会は、それぞれ委員会に評議員候補者を推薦することができる。

- 2 委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。ただし、事務局職員をして説明されることができる。

- (1) 当該候補者の履歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当財団及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(決議)

第 10 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

- 2 評議員を選任する決議に際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員候補者の合計数が上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

第 10 条の 2 理事又は委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。

一部改正〔平成 24 年規則 1 号〕

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、公益財団法人世田谷区保健センター事務局において行う。

(規則の変更)

第 12 条 この評議員選定委員会規則は、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければ、変更することができない。

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、この法人の移行登記日より施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。